

高知市職員採用資格試験案内 (民間企業等職務経験者募集[第6回])

平成27年9月1日

〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号
高知市 総務部 人事課
☎ 代表(088)822-8111
直通(088)823-9410
ホームページ: <http://www.city.kochi.kochi.jp/>

高知市では民間企業等で培った専門技術・知識等をお持ちの方を募集しています。

受付期間	平成27年9月1日(火)～平成27年11月30日(月)
------	-----------------------------

1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

試験区分	採用予定人員	職務内容	受験資格
K. 民間企業等 職務経験者 (土木)	若干名	土木に関する技術的業務に従事します。	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、民間企業等における土木に関する職務経験が、平成27年9月1日現在で5年以上ある人。
L. 民間企業等 職務経験者 (建築)	若干名	建築に関する技術的業務に従事します。	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けている人。
R. 民間企業等 職務経験者 (電気)	若干名	高知市の公共施設(排水機場・下水処理場・清掃工場等)の電気設備の保守管理及び設計・工事監督業務に従事します。	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、民間企業等における電気に関する職務経験が、平成27年9月1日現在で5年以上ある人。

(注)

- 今回、申込みされた方は、平成28年8月31日まで本市の同一職種試験への申込みはできません。
- 試験区分「土木・電気」の「民間企業等職務経験者」とは、民間企業等の会社員、自営業者等として5年以上就業した経験のある人をいいます。ただし、公務員、非常勤のアルバイト、パートタイマーとしての職務経験は該当しません。
- 試験区分「建築」の「民間企業等職務経験者」とは、建築の実務経験年数が2年以上ある人をいいます。
- 現在、本市の正職員である方は受験できません。
- 上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかの一つに該当する人は受験できません。
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日(昭和22.5.3)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込

(1) 申込方法

申込書、写真票及び採用志望票（ホームページから日本工業規格A列4番の用紙に印刷可。片面ずつ印刷し、両面印刷はしないでください。）に必要事項を記入し押印の上、写真貼付欄に写真（申込み前6か月以内に撮影されたもので、縦4cm 横3cm ～ 縦6cm 横4.5cm）を貼り、持参又は郵送のいずれかの方法によりお申込みください。

なお、申込書・写真票及び採用志望票への記入は、ペン又はボールペン（摩擦熱により容易に消去できるペンやパソコン等による文字入力はしないでください）を用い、かい書で、ていねいに書いてください。

【持参による申込み】

受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時～午後1時の間は除く） ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
受付場所	高知市役所本町仮庁舎3階人事課（〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号）

【郵送による申込み】

平成27年11月30日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。送信用封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書し、返信用封筒（受験票送付先の住所及び氏名を明記し、82円分の切手を貼付した定型封筒（縦14～23.5cm、横9～12cm）に限る。）を同封の上、必ず簡易書留にて差し出してください。簡易書留の控えは、受験票が届かないときの確認手段となりますので、必ず保管しておいてください。なお、この郵送方法によらない場合の事故については責任を負いません。

<送付先：〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号 高知市役所 人事課>

(2) 申込後

郵送による申込みの方で、投函後2週間程度経っても受験票が届かないときは人事課（☎直通088-823-9410）にお問い合わせください。

3 試験の日時、場所及び試験の方法等

(1) 第1次試験（書類試験）

実務経験の実績やそこで培われた能力、文章表現力等をみるための書類試験を実施します（申込時に提出の「採用志望票」を評価し、採点します。）。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。【平成28年1月上旬を予定。】

試験日時・会場等詳細については、第1次試験合格発表等の際にお知らせします。

K. 土木 L. 建築 R. 電気	教養試験 (択一式)	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び一般知能についての筆記試験 [社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能]
	専門試験 (論述式)	職務に必要な専門的知識、見識などに関する試験 (出題分野は別表1参照)
	個人面接	民間企業等での実績、そこで培われた能力、やる気及び責任感等の社会人としての基礎的な能力等をみるための個人面接試験

(別表1) 専門試験の出題分野

K. 土木	構造力学、水理学、土質工学、土木材料、測量、都市計画、土木計画、衛生工学 土木施工、土木設計、交通・道路工学、橋梁工学等
L. 建築	構造力学、建築構造、建築材料、建築施工、建築設備、建築法規、建築計画、都市計画 建築史、環境工学等
R. 電気	数学、物理、情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子回路、情報技術 自動制御等

(3) 第3次試験

第2次試験合格者に対して行います。【平成28年2月上旬を予定。】

試験日時・会場等詳しい日程については、第2次試験合格発表等の際にお知らせします。

K. 土木 L. 建築 R. 電気	個人面接	民間企業等での実績，そこで培われた能力，やる気及び責任感等の社会人としての基礎的な能力等をみるための個人面接試験
	論文 (1,000字程度)	職務遂行に必要な識見，判断力，思考力等についての試験 (過去2年の出題内容は別表2参照)
	適性検査 (択一式)	職員として必要な適性を有するかどうかについての検査

※論文・適性検査は、面接等の資料として使用します。

※第3次試験受験者に対し、職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうか健康診断書の提出を求めます。

(別表2) 論文試験過去2年の出題内容

実施日	試験区分	出題内容
平成25年11月2日	民間企業等職務経験者(社会福祉士)	「本当の『豊かさ』とは何か」について
平成26年8月17日	民間企業等職務経験者(土木・建築)	「市の職員として大切と思うこと」について
平成27年2月15日	民間企業等職務経験者(土木・建築・電気・機械)	「専門職としての誇り」について
平成27年5月31日	民間企業等職務経験者(土木・建築・電気・機械)	「公務員としてのプロ意識」について

4 資格調査

第3次試験受験者の受験資格の有無，申込書記載事項の真否等について調査します。

その際に、成績証明書の提出を求めます。

また、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書の提出を求めることがあります。

なお、職歴が確認できなかった場合及び職務経験年数を満たしていないなど申込書記載事項に虚偽があった場合には、受験資格が無かったものとみなし、成績の如何に関わらず合格を取り消します。

5 合格発表

第1次合格発表 平成27年12月18日(金)	合格者の受験番号及び第2次又は第3次試験の試験日時等は高知市役所東側掲示板に掲示するとともに、高知市ホームページ(アドレス： http://www.city.kochi.kochi.jp/)に掲載しますので、ご確認ください。 また合格者の方には、合格通知とともに、第2次又は第3次試験の試験日時・会場等詳細について通知します。
第2次合格発表 平成28年1月下旬	
最終合格発表 平成28年2月中・下旬	合格者の受験番号を高知市役所東側掲示板に掲示し、高知市ホームページに掲載するとともに、合格者の方に通知します。

※ 不合格の方へは全員(ただし、すべての試験科目を受験しなかった方は除く。)に総合得点，順位，受験者数，合格者数を記載した試験成績を通知します。

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、平成28年4月1日に採用候補者名簿に登載され、登載の日から1年間(本人の状況によっては削除されることがあります。)高知市職員として採用の資格が与えられます。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は、条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

7 給料等

初任給は、民間企業等における職務経験年数、最高学歴等を考慮して、一定の基準に基づき決定されます。例えば22歳で大学を卒業後、建築実務経験2年経過後に一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けた方の場合では、約19万円程度となり、22歳で大学を卒業後、民間企業等での5年の職務経験を満たした30歳の方の場合では、約23万円程度となります。

- ※ 上記の経験年数は、受験資格に該当する年数です。
- ※ 上記の金額はすべて、平成27年4月1日時点のものです。
- ※ このほか住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 その他

この試験において提出された書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。

受験手続その他試験に関することは、人事課（☎直通088-823-9410）にお問い合わせください。

注意事項

- 1 受験票は本人確認に使用しますので試験終了まで大切に保管してください。また試験会場に必ず持参してください。受験票を持参しなければ、原則として受験することができません。
- 2 受験者は第2次及び第3次試験当日、筆記用具（鉛筆は、HB5～6本、シャープペンシル不可）を持参してください。
- 3 試験途中で受験を中止した場合は、その試験を受けることができません。
- 4 問題用紙及び試験答案紙は必ず提出し、持ち帰ってはいけません。
- 5 試験会場において、受験者は試験委員及び係員の指示に従わなければなりません。
- 6 試験中は計算機又は計算機機能が付いた時計、携帯電話等の使用はできません。

特に遠隔地から受験される方については、悪天候などによる主要交通機関（鉄道、航空機及び高速バス等）の運休などが予想される時は、早めに移動するなどして試験に備えるようにしてください。

なお、諸般の事情により試験実施が困難なときは試験を中止し、後日、改めて試験を行うことがありますのでご了承ください。その際はホームページへの掲載又は電話等で試験実施日及び合格発表の日程変更等をお知らせします。

試験当日のお問い合わせは、午前8時までに高知市役所（☎代表088-822-8111。直通番号は不可）へお願いします。